

第 3 6 回高石市入札等監視委員会議事概要

開催日時	令和6年12月18日（水） 午後5時50分～午後7時20分 高石市役所別館1階 会議室111	
出席委員	3名全員（公認会計士1名、弁護士1名、大学教授1名）	
事務局	財 政 課：吉村課長、武田参事、橋本課長代理、中村係長、光川主任 土木管理課：梅原課長、中村課長代理、坂田係長 事 業 課：松原次長、田宮課長代理 上下水道課：伊奈課長、北口課長代理	
審議対象期間	令和6年4月～令和6年9月	
抽出案件	7 件	【一般競争入札】 ・南海中央線整備工事（1工区） ・南海本線・高師浜線（高石市）連続立体交差事業に伴う関連側道東側・西側2号線整備工事 【通常指名競争札】 ・道路照明灯・道路反射鏡設置工事 ・南海本線・高師浜線（高石市）連続立体交差事業に伴う関連側道芦田川橋梁整備工事（西側2号線） ・高石配水場ポンプ設備更新工事 ・高石配水場電気設備更新工事 【随意契約】 ・南海本線・高師浜線（高石市）連続立体交差事業に伴う関連側道芦田川橋梁整備工事（西側2号線）
一般競争入札	2 件	
公募型指名競争入札等	1 件	
通常指名競争入札	4 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会意見の内容	1 「道路照明灯・道路反射鏡設置工事」について、詳細な辞退理由の確認と発注方法に問題がないか調査を求める。 ※ 上記に関し、事務局が実施したアンケート調査結果及び検討内容について確認した。 2 上記以外の工事について、入札契約手続きは概ね妥当である。	

委員	事務局
1 令和6年度上半期の工事請負に係る入札及び契約手続の運用状況について	
	○ 入札及び契約の運用状況について事務局から説明があった。 令和6年度上半期（令和6年4月1日～令和6年9月30日）は、契約件数が35件、契約金額の合計は約16億7,900万円、平均落札率は83.4%となっている。 入札・契約方式別では、一般競争入札、通常指名競争入札及び随意契約であり、公募型指名競争入札については該当がなかった。 発注機関別では、財政課発注分では、一般競争入札が2件、通常指名競争入札が18件、随意契約が2件、上下水道課発注分については、通常指名競争入札が13件となっている。 前年度上半期と比較し、契約件数で9件、契約金額では約9億7,000万円の増加となっている。 令和6年度上半期の工事の特徴として、財政課発注分においては、「南海中央線整備工事（1工区）」及び「南海本線・高師浜線（高石市）連続立体交差事業に伴う関連側道東側・西側2号線整備工事」の大規模な交通インフラ整備や、市役所庁舎の污水配管等改修、小中学校内の屋上防水、体育館及び教室床の改修など、公共施設等に係る改修工事を発注した。水道事業については、水道の老朽管更新工事に加え、連続立体交差事業に係る関連側道の配水管整備工事、高石配水場内の機器更新に係る工事を発注した。
2 令和6年度上半期における指名停止の状況、談合情報の状況及び契約解除の状況について	
	○ 指名停止の状況、談合情報及び契約解除の状況について事務局から次のように説明があった。 令和6年度上半期は3件の指名停止措置を行い、談合情報・契約解除については該当はなかった。

3 抽出事案の審議について	
○ 抽出担当委員から抽出理由について次のような説明があった。 一般競争入札については、高額な工事に関わらず、入札参加者が少なかったことについて、入札手続き等に問題がなかったか確認したい。 指名競争入札については、辞退者が非常に多いことから、辞退理由等について確認し、その原因と対策について検討の余地があるか確認したい。 随意契約においては、高額であるが随意契約とした理由について問題がないか確認したい。 ○道路照明灯・道路反射鏡設置工事 《指名競争入札》 6 者を指名し、辞退が 3 者、無効及び失格がそれぞれ 1 者で、有効な応札は 1 者となっているが、談合の疑いはないか。	談合に関わる情報は確認されていない。 無効となった事業者については、入札の指名通知に対し応答がなかったため、入札要項の規定により無効とした。 失格となった事業者は、事前公表の予定価格を超過した応札額であったことから失格とした。 辞退者から確認できた辞退理由は、専門外の工事内容であるためとの理由であった。さらに、本工事は単価契約であり、長期にわたる技術者の配置が困難であるとの理由であった。 本工事の工種である「とび・土工・コンクリート工事」は、工事内容が多岐にわたる工種であり、業者によっては不得意な分野に関して、外注率が高く、利益が得られなくなると判断し、辞退したのではないかと考える。

辞退理由についての合理性が不十分である。詳細な辞退理由の確認と、発注方法に問題が無かったか調査の上、改めて説明いただきたい。 ○「南海中央線整備工事（1工区）」 ○「南海本線・高師浜線（高石市）連続立体交差事業に伴う関連側道東側・西側2号線整備工事」 《ともに一般競争入札》 両工事とも高額な工事であるが、入札参加条件として、会社規模等は関係あるか。 この条件を満たす業者は何者あるか。 約40者あるにも関わらず、入札参加者が少ない理由は。 参加者が少なく、さらに辞退や予定価格の超過による失格とあるが、入札手続きは適切に執行されたのか。 経営事項審査結果の総合評価値含め、本工事の入札参加資格の各要件は、入札審査会で決定しているのか。	※左記の指摘について、後日、本工事の指名業者へアンケート調査を行った。 アンケート結果等については、後段「○その他」参照 入札参加資格において、経営事項審査結果の総合評価値(P点)を、『舗装工事1,100点以上及び土木一式工事1,200点以上』であることを条件としている。 約40者である。 全国的に建設業界は担い手不足の状況であり、さらには万博に係る工事も重なっているため、大手の建設事業者は、そちらに技術者を配置している。また、人件費や材料費の高騰などによるものも参加を敬遠した理由と考えている。 予定価格を超過した応札について、当該事業者へヒアリングしたところ、今回の工事内容が新設道路の工事であることから、多様な工種が含まれており、下請会社に見積を徴取したが総じて高額で、自社の見積を精査した結果、予定価格を超過することとなったとの回答があった。 その通りである。審査会において、事務局より各要件の設定理由を説明し、承認をもらうこととなる。
--	---

○南海本線・高師浜線（高石市）連続立体交差事業に伴う関連側道芦田川橋梁整備工事（西側２号線） 《指名競争入札：中止》 《随意契約》 指名競争入札が中止となったが、辞退理由は確認しているか。 これまで入札が中止となったケースはあるか。 工事金額の観点で問題はなかったか。 入札の中止を受けて、随意契約へ移行した事に問題は無いのか。	辞退理由において、技術者の配置が困難であるためとの理由が最も多かった。また、過去に本市発注の橋梁工事を受注した事業者も本工事を辞退しており、その理由を確認したところ、万博に係る工事を現在受注しているため、本工事に参加することが難しいとのことであった。 平成 29 年度に、本工事と同様、橋梁工事の入札参加者が 1 者となったことを受け、中止となったケースがあった。その際の選定では、鋼構造物を希望する事業者のうち、橋梁の橋桁の施工実績がある事業者のみを選定したところ中止となったことを受け、今回は、鋼構造物を希望する事業者すべてを選定したが、同様の結果となった。 本市予定価格は、公共積算基準に基づき算出していることから適正であると考えている。 一方、過去のケースからも、自社工場の有無による外注率や利益率等の要因で、積算と実勢とでは乖離があるのかもしれないと推測される。 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく不落随契である。
○高石配水場ポンプ設備更新工事 《指名競争入札》 辞退者が非常に多いが、辞退理由は確認しているか。	技術者の配置が困難であること、また、既存設備のメーカーと取引がない事業者は、入札の参加を敬遠する傾向にあるため、辞退し

本工事については、万博に係る工事の影響はないか。 ○高石配水場電気設備更新工事 《指名競争入札》 これまで建設工事の入札において、不調となったケースはあるか。 辞退理由は確認しているか。 この結果から、発注者側に問題はなかったか分析しているか。	たものとする。 本工事に関しては、その影響はないと考える。 一方、ポンプ盤などの電気設備工事においては、傾向として工期が複数年度に跨って行われる工事が増加しているとの情報を聞いている。これは、制御盤などに使用する半導体不足の影響で、発注者側もその納期を考慮し工期を設定しているもので、他工事での長期間にわたる技術者の専従が辞退の理由であるとする。 本市において、不調となったケースはこれまでにない。 入札前に辞退届を提出した事業者においては、技術者の配置が困難であることや既存設備のメーカーと取引が無いことによるものであった。また、入札に参加した事業者においては、見積をした結果、予定価格を超過したため、辞退したとの回答があった。 本工事に関しては、電気工事に加え、土木工事の内容も含まれており、それらを一式工事として発注したことが、原因の一つと考えている。そのため、工種を分離して発注することとした。 ○その他 高石市水道事業について、令和7年4月より大阪広域水道企業団との統合について、事務局から説明があった。
---	---

	「道路照明灯・道路反射鏡設置工事」において指摘のあった、詳細な辞退理由の確認と発注方法に問題が無かったかについて、事務局より本工事指名業者へアンケートを実施。 別添１のとおり、アンケートの結果、辞退理由については、「専門外の工事であるため」との回答が最も多く、複数社からは「発注方法の変更を行っても参加が難しい」との意見があった。 談合情報は、全者からそのような事実は確認されなかった。 発注方法の見直しについては、道路照明灯と道路反射鏡の分離発注、または単価契約ではなく総価契約への変更が望ましいとの意見があった。 この結果を受け、次年度の発注において、「とび・土工・コンクリート工事」を希望する業者において、道路安全施設工事を専門とする事業者を選定すること、また、道路照明灯と道路反射鏡の分離発注に２点について見直すことを検討する。 さらに、令和９年度・令和１０年度の入札参加資格申請の受付において、当該工種をより細分化した希望工種を選択できる様式へ見直すことを検討し、競争性、公平性の確保を図る。
--	---

第36回高石市入札等監視委員会
「道路照明灯・道路反射鏡設置工事」に係る入札辞退等のアンケート結果について

高石市総務部財政課

令和6年12月18日に開催しました「高石市入札等監視委員会」の抽出事案であった「道路照明灯・道路反射鏡設置工事」におきまして、指摘事項として『入札辞退者の詳細な辞退理由及び談合等の疑いが無かったか』について、当該入札指名業者へアンケートを行いました。
そのアンケート結果及びその結果を踏まえた今後の発注方法について、下記のとおり報告いたします。

アンケート概要

- ・ 回 答 期 間 ： 令和 7 年 2 月 3 日から令和 7 年 2 月 1 0 日
- ・ 送付事業者数： 5 者 ⇒ 回答事業者数： 4 者
- ・ 設 問 数 ： 全 4 問

Q1. 【入札を辞退した業者のみ】入札を辞退した理由を以下より選択してください。（複数回答可）

- 1. 技術者の配置が困難だったため
- 2. 専門外の工事であるため
- 3. 下請事業者の確保が困難だったため
- 4. 利益が見込めないため
- 5. 見積金額が本市予定価格と乖離したため
- 6. その他()

結果. (回答者数:3者)

1	技術者の配置が困難だったため	0
2	専門外の工事であるため	3
3	下請事業者の確保が困難だったため	1
4	利益が見込めないため	0
5	見積金額が本市予定価格と乖離したため	0
6	その他	0

Q2. 【全社回答】どのような仕様(工事内容)であれば、入札へ参加しやすくなると思いますか。
(複数回答可)

- 1. 発注時期を改める(月頃)
- 2. 工事期間を改める(ヶ月)
- 3. 発注限度額を増額する(万円程度)
- 4. 単価契約ではなく総価契約に改める
- 5. 『道路反射鏡設置工事』と『道路照明灯設置工事』を分離して発注する。
- 6. 仕様(工事内容)を改めたとしても、参加は困難(理由:)
- 7. その他()

結果. (回答者数:4者)

1	発注時期を改める	0
2	工事期間を改める	0
3	発注限度額を増額する	0
4	単価契約ではなく総価契約に改める	1
5	『道路反射鏡設置工事』と『道路照明灯設置工事』を分離して発注する。	1
6	仕様(工事内容)を改めたとしても、参加は困難	1
7	その他	1

【主な意見】
・ (6を選択) 専門外工事であるため
・ (7を選択) 土木工事は無理です

Q3. 【全社回答】この入札において、談合などの噂を聞いたことがありますか。

1. ある
2. ない

結果. (回答者数: 4者)

1	ある	0
2	ない	4

Q4. その他、本工事の入札・工事内容等に関してご意見等がありましたら、ご記入ください。

主な意見

- ・ 当社は防球ネット、フェンスの施工業者なので、工種が異なるため、そして単契なので長期間技術者を拘束されるため辞退しました。

○ 回答結果まとめ

- ① 辞退理由は、「専門外の工事であるため」が一番多く、発注方法の変更を行っても参加は難しいとの意見が複数社からあった。
- ② 当該工事に係る談合情報は確認できなかった。
- ③ 単価契約であるが、通年で技術者を配置することに困難を示していることが分かった。
(発注限度額が150万円であることも、参加を敬遠されている要因と想定される。)
- ④ 発注方法について、道路照明灯と道路反射鏡の分離発注、または総価契約への変更との意見があった。

○ まとめ結果から検討しなければいけない事項

- ① 業者選定
 - └ 「とび・土工・コンクリート工事」を希望する業者を選定しているが、辞退理由において『専門外工事であるため』との回答が複数社あったことから、選定方法の再考が必要。
- ② 発注方法
 - └ 道路照明灯と道路反射鏡を分離して発注することが可能か
 - 発注限度額の見直しは可能か
 - 単価契約ではなく総価契約は可能か(発注時に施工箇所が特定可能か)
 - ※ 上記事項については、工事担当課(土木管理課)と協議

今後は、工事担当課を交え協議し、より競争性を確保できる発注方法へ改善してまいります。